

税制改正に伴い、2021年4月1日より約款を変更いたします。

変更内容については新旧対照表をご参照ください。

(下線部は変更部分)

●非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改訂前	改訂後
<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三井住友信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三井住友信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、<u>第4号および第6号</u>に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り)、<u>「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」</u>を提出するとともに、当社に対して租税特別措置</p>	<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)</u>を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当</p>

改訂前	改訂後
<p>法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 21 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3 「非課税口座簡易開設届出書」が租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項、15 項の規定により提出することができないものに該当する場合は当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座は当初から非課税口座に</p>	<p>該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>もしくは<u>特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>2 <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u></p> <p>3 (削除)</p>

改訂前	改訂後
<p>該当しないものとして扱います。その場合は同条第5項第1号その他の所得税に関する法令の規定を適用します。また、当該口座で非課税管理勘定または累積投資勘定への受入を明示された累積投資契約がある場合、非課税口座に該当しないものと当社が確認した時点をもって解約いたします。</p> <p>4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>5 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>6 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が</p>

改訂前	改訂後
<p>7 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>	<p>提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>9</u> 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条(非課税管理勘定の設定)</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日</p>	<p>第3条(非課税管理勘定の設定)</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとす</p>

改訂前	改訂後
<p>(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>る年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>第3条の2(累積投資勘定の設定)</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2037 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間内においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>第3条の2(累積投資勘定の設定)</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2042</u> 年までの各年(非課税管理勘定<u>または特定累積投資勘定</u>が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条の3(特定累積投資勘定の設定)</p> <p><u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024 年から 2028 年まで</u></p>

改訂前	改訂後
	<p><u>の各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)</u> <u>は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p> <p><u>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条の4(特定非課税管理勘定の設定)</u></p> <p><u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u></p>
<p>第4条(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)</p> <p>3 (新設)</p>	<p><u>第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)</u></p> <p><u>3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第1項第1号</p> <p>□ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に</p>	<p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第1項第1号</p> <p>□ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に</p>

改訂前	改訂後
<p>係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された<u>未成年者口座</u>(租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。<u>以下同じ。</u>)に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>(同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。<u>以下同じ。</u>)をいいます。<u>以下、この条において同じ。</u>)から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの</u>に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)</p>	<p>第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」といいます。))に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)</p>

改訂前	改訂後
<p>の合計額が 40 万円を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する上場株式等</p>	<p>の合計額が 40 万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項に規定する取得に要した金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 条の 3 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等(「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 20 万円(第 5 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から 102 万円を控除した金額が 0 を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)を超えない</p>

改訂前	改訂後
	<p><u>もの</u></p> <p><u>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等</u></p>
(新設)	<p><u>第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび第 2 項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</u></p> <p><u>① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条の 4 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 102 万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</u></p> <p><u>イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)または当社が行う募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p>

改訂前	改訂後
	<p> <u>ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは租税特別措置法第 37 条の 14 の第 5 項第 4 号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第 25 条の 13 第 29 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</u> </p> <p> <u>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項により読み替えて準用する同条第 29 項各号(同項第 1 号、第 3 号および第 4 号に係る部分に限る。)の規定に基づき、他年分非課税管理勘定(特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは継続管理勘定をいいます。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年が経過した日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日)に移管がされる上場株式等</u> </p> <p> <u>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</u> </p> <p> <u>2 特定非課税管理勘定には、次の①または②に定める上場株式等を受け入れることができません。</u> </p> <p> <u>① 第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</u> </p> <p> <u>イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前 6 カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</u> </p>

改訂前	改訂後
	<p><u>ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第2号に規定する目的によるものを除きます。)</u>として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p><u>② 第1項第1号ロまたは第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、第2項第1号ロに掲げる上場株式等に該当するもの</u></p>
<p>第6条(譲渡等の方法)</p> <p>3 (新設)</p>	<p>第6条(譲渡等の方法)</p> <p><u>3 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡等は、当社への売付の委託による方法、または、解約の申込みもしくは償還による金銭等の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。</u></p>
<p>第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号、および第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受</p>	<p>第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号、および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受</p>

改訂前	改訂後
<p>け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>	<p>け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>3 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項第 1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>4 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定非課税</u></p>

改訂前	改訂後
	<p><u>管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>
<p>第8条(非課税管理勘定終了時の取り扱い)</p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① 当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して第5条第2号</p>	<p>第8条(非課税管理勘定終了時の取り扱い)</p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p>

改訂前	改訂後
<p>の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>(以下省略)</p>	<p>① 当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定または特定非課税管理勘定への移管</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第8条の2(累積投資勘定終了時の取り扱い)</p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で累積投資勘定に係る上場株式等は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① 当社が別途定める期日までにお客さまが当社に一般口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>第8条の2(累積投資勘定終了時の取り扱い)</p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で累積投資勘定に係る上場株式等は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① 当社が別途定める期日までにお客さまが当社に一般口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>(新設)</p>	<p>第8条の3(特定累積投資勘定終了時の取り扱い)</p> <p>本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の</p>

改訂前	改訂後
	<p><u>2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)</u>。</p> <p>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① <u>当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</u></p> <p>② <u>当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>③ <u>前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p>
(新設)	<p><u>第8条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取り扱い)</u></p> <p><u>本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)</u>。</p> <p>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p>

改訂前	改訂後
	<p>① 当社が別途定める期日までにお客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」(「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出後に氏名または住所の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出があった場合には、当該「<u>非課税口座異動届出書</u>」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第10条(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定(特定非課税管理勘定)の変更手続き)</p> <p>(以下省略)</p>
(新設)	第11条(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い)

改訂前	改訂後
	<p>お客さまが、当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、お客さまが当社に特定口座を開設している場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>また、当該口座で非課税管理勘定または累積投資勘定への受入を明示された累積投資契約がある場合、非課税口座に該当しないものと当社が確認した時点を以って解約いたします。</p>
<p>第 11 条(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>お客さまが非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当社への買付の委託または当社が行う募集により取得をした上場株式等を非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが当社に特定口座を開設されている場合に限ります。)</p> <p>なお、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただいた場合で、第 5 条第 1 号に定める取得対価の額の合計額が 120 万円を超えることとなるときは、非課税管理勘定で受け入れる上場株式等の口数は 120 万円を超えない口数とし、超える部分の口数については、当社所定の方法により特定口座または一般口座での受け入れとさせていただきます(特定口座での受け入れは、お客さまが当社に特定口座を開設されている場合に限ります。)。なお、非課税管理勘定への受け</p>	<p>第 12 条(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>お客さまが受入期間内に、当社への買付の委託または当社が行う募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)</p>

改訂前	改訂後
<p>入れである旨の明示を行った注文等が同日に複数ある場合は、非課税管理勘定に受け入れる銘柄は当社が任意に選択するものとします。</p> <p>2 お客さまが累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、累積投資契約により取得をした上場株式等を累積投資勘定に受け入れようとする場合には、当該累積投資契約を締結する際に当社に対して累積投資勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります（当該明示を行っていただいた累積投資契約を以下、「非課税累積投資契約」といいます。）。お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが当社に特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>なお、第5条の2第1号に定める取得対価の額の年間の合計額（非課税累積投資契約を締結する日が年の途中である場合は、当該契約を締結する日の属する年の1月1日に設定されたものとみなして計算した合計額。当該契約が複数ある場合は、合計額の合算。）が40万円を超えると見込まれる非課税累積投資契約のお申し込みはできません。非課税累積投資契約締結後に、当該合計額が40万円を超える見込みであることを当社が認識した場合には、当社は当該契約を変更、取消または終了させていただくことができるものとします。また、有効な非課税累積投資契約に基づく上場株式等の取得で、第5条の2第1号に定める取得対価の額の合計額が40万円を超えることとなるときは、累積投資勘定で受け入れる上場株式等の口数は40万円を超えない口数とし、超える部分の口数については、当社所定の方法により特定口座または一般口座での受け入れとさせていただきます。（特定口座での受け入れは、お客さまが当社に特定口座を開設されている場合に限ります。）。</p> <p>3 お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定および非課税口座以外の口座のいずれか2以上で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非</p>	<p>2（削除）</p> <p>2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を</p>

改訂前	改訂後
<p>課税管理勘定または累積投資勘定で保有している上場株式等を譲渡等するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客さまから、非課税管理勘定または累積投資勘定で保有している上場株式等を譲渡等する旨の明示があった場合において、特にお申出のないときは、先に取得したもの(第5条①口および②により非課税管理勘定に受入れた上場株式等については、先に移管したもの)から譲渡等することとさせていただきます。</p>	<p>譲渡等するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客さまから、<u>当社の非課税口座</u>で保有している上場株式等を譲渡等する旨の明示があった場合には、特にお申出のないときは、先に取得したのから譲渡等することとさせていただきます。</p>
<p>第 12 条(手数料)</p> <p>当社は、累積投資勘定に係る上場株式等について、販売手数料、口座管理手数料および解約手数料(信託財産留保額を除きます。)をいたしません。</p>	<p>第 13 条(手数料)</p> <p>当社は、累積投資勘定および<u>特定非課税累積投資勘定</u>に係る上場株式等について、販売手数料、口座管理手数料および解約手数料(信託財産留保額を除きます。)をいたしません。</p>
<p>第 13 条(契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されません。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該</p>	<p>第 14 条(契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されません。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該</p>

改訂前	改訂後
<p>当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>	<p>当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p>
(以降、項番変更のみ)	
<p>附則</p> <p>この約款は、2020 年 4 月 1 日より適用します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021 年 4 月 1 日</u>より適用します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>